

施策 の 紹介

総務省の取組

電気通信分野における競争政策の推進と 情報通信インフラの整備

（情報通信技術）革命は新世紀における経済新生の起爆剤と位置づけられます。

本稿では、この「IT革命」を強力に推進するため、その原動力となる電気通信分野における競争政策の一層の推進と情報通信インフラの整備に向け、総務省が取り組んでいる諸施策について紹介します。

10

(1) 電気通信分野における新たな競争政策の推進

電気通信事業を取り巻く内外の環境の大きな変化に対応し、ＩＴ革命を推進するための新たな競争政策を樹立するため、昨年七月、

電気通信審議会（現情報通信審議会）に対し、「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方について」を諮問し、十一月に第一次答申を受けました。

国際競争力の維持・向上などについて審議し、IT革命を促進するための競争政策の在り方として、「IT時代の競争促進ブログラム」を提言しました。

提言では、以下のとおり平成十三年中に実施すべき事項及び結論を得なければならない事項が明示されています。

業者制度の導入、意見申出制度の拡充、電気通信紛争処理委員会（仮称）の創設、インセンティブ活用型競争促進方策の導入（東・西NTTの業務範囲拡大に係る認可制度等の創設）、NTT持ち株会社の新株発行認可の緩和、ユニバーサルサービス基金の制度整備などが盛り込まれています。

また、平成十三年中に結論を得なければならぬ主な検討事項としては、NTTの外資規制と国の人材確保方策、NTTの研究開発体制の撤廃と我が国の研究開発体制の在り方、NTT株の政府保有義務の撤廃に係る方針、電気通信事業法の基本的フレーム（事業区分の在り方等）、次世代ユニバーサルサービスの支援方策、電気通信事業者のグローバル化対応支援（外国企業との三角合併等を可能とする自己株取得制限の緩和）などが挙げられています。

総務省としては、公正競争の促進と利用者利益の最大化という本答申の精神に沿って、「NTT時代の競争促進プログラム」の中で明示された諸施策の迅速かつ着実な実行に向けて、法改正を含む所要の措置を講じていきます。

(2) 超高速ネットワークインフラの整備

超高速ネットワークインフラの整備は、IT社会実現の基盤となることから、現在、IT基本法（一月六日施行）に基づいて、高度情報通信ネットワークの形成の促進に向けて政府として講ずるべき施策についての重点計画の策定を進めています。

光ファイバ網の整備促進

光ファイバ網は、超高速ネットワークの中核をなすものであり、その整備促進に向けて、既存の電話回線を利用したデジタル加入者線(DSL: Digital Subscriber Line)や、無線を利用した加入者系無線アクセス通信(FWA: Fixed Wireless Access)、ケーブルテレビの施設を用いたケーブルインターネットといった多様な技術の発展により、光ファイバなどとも、現在のISDNの十倍以上の高速インターネットアクセスが可能です。

このため、今後、二〇〇五年の光ファイバ網全国整備完了という政府決定の実現に向けて、支援策の一層の充実を行うことにしていきます。

広帯域加入者網の普及促進

関して、既存の電話回線を利用したデジタル加入者線(DSL: Digital Subscriber Line)や、無線を利用した加入者系無線アクセス通信(FWA: Fixed Wireless Access)、ケーブルインターネットといった多様な技術の発展により、光ファイバなどとも、現在のISDNの十倍以上の高速インターネットアクセスが可能です。

総務省では、このほか、以下のような次世代情報通信インフラの導入・開発に向けて取り組んでいます。

ア 次世代移動通信システムの導入・開発

つ第4世代移動通信システムについても、情報通信審議会において、基本コンセプトや実現に必要な研究開発課題などについての検討を行っており、国際標準化活動にも積極的に寄与していくことにしています（昨年十月諮問。本年六月答申予定）。

イ　ITSの研究開発

未来の交通システムであるITSは、道路交通に関する総合的な情報通信システムであり、車に乗ったまま様々な情報のやり取りを可能とする「動くオフィス」の実現に向けた研究開発、道路と自動車を無線通信で結び運転支援を実現するための情報通信技術の研究開発などが行われています。

ウ　成層圏プラットフォームの研究開発

平成十年度より、高度約二十キロメートルの成層圏に通信機材などを搭載した無人の飛行船を滞空させ、通信・放送等に利用する「成層圏プラットフォーム」の研

を持つ第四世代移動通信システムについても、情報通信審議会において、基本コンセプトや実現に必要な研究開発課題などについての検討を行っており、国際標準化活動にも積極的に寄与していくことにしています（昨年十月諮問。本年六月答申予定）。

究開発に取り組んでいます。
工　超高速フォトニック・ネットワー
ク技術に関する研究開発

ネットワークの端から端までの
伝送や交換等の全処理を電気信号
を使わずフォトニック（光の）
という意味）領域で高品質・効率
的に行う技術の研究開発を推進し
て超高速ネットワークの実現に寄
与します。

才　情報家電インターネットの開発
すべての国民がＩＴをより積極
的に活用し、その恩恵を最大限に
享受できるようにするため、ＰＣ
のみならずテレビや携帯情報端末
といった身近な「家電」でインターネ
ットに接続できる技術の開発
を推進しています。

力　ＩＰｖ６ギガビットネットワー
クの整備

高速ネットワークの運用管理技
術などの研究開発を目的とする研
究開発用ギガビットネットワーク
においてＩＰｖ６ルータなどの整
備を行い、より多くの機関がＩＰ

▼6関係の実証実験などに活用できる環境を整備して、次世代超高速ネットワーク社会の早期実現を目指します。

(3) 情報通信格差の是正

移動通信基盤の整備

平成三年度から過疎地域や高速道路トンネル等において携帯電話などの移動通信サービスが利用できない地域を解消するため、移動通信用鉄塔施設等の整備に対する助成を行っています。

地域インターネットの整備

地域の教育、行政、福祉等の行政サービスの高度化を図るために、地域公共ネットワークの整備に取り組む地方公共団体等に対し補助金による支援を行っています。

情報バリアフリーのための研究開発

様々な障害に対応する諸機能を利用できるシステムの開発を行う「次世代バリアフリーシステムの研究開発」や、高齢者・障害者向

けの通信・放送サービスの開発等のための研究開発を支援する「高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金」等、情報バリアフリー環境整備のための施策を推進しています。



送の「デジタル化」に伴うアナログ周波数変更対策のための予算措置等、必要な環境整備に取り組んでいます。

(5) 電波の有効利用の推進

電波の有効利用を促進するとともに、割当て手続の一層の公平性・透明性の向上を図るために、平成十二年六月に電波法を改正し、長期的・総合的な視野に立つて全周波数帯の用途や使用条件を明示した「周波数割当計画」の策定・公表等を行いました。今後とも、新たなニーズに応じて適切な周波数割当ての見直しを行っていく予定です。

ための試験など、電波有効利用の促進のための諸方策を積極的かつ計画的に推進していきます。

(6) 情報流通ルールの確立

インターネット上の違法・有害情報の流通に対応するため、受信者が受信することを望まない情報へのアクセスを遮断する技術であるフィルタリング技術の高度化のための研究開発等の取組を行っています。

さらに、プロバイダ等の責任の明確化や発信者情報の開示の手続等、プロバイダ等の自主規制の支援のために必要な方策について検討を進め、今後のインターネット上の情報流通の適正確保のための施策を実施していきます。

また、近年の電波需要の飛躍的な増大に対応するため、平成十二年三月に電気通信技術審議会に対して「電波有効利用の促進のための技術的諸方策」について諮問し、同年十一月に答申を受けました。この答申を踏まえ、周波数資源の開発や電波有効利用技術の導入の

を図ることが求められています。

放送制度の整備

「基本法」の法案立案作業の進展により、通信衛星、光ファイバ等の広帯域伝送路設備を通信と放送の両方に柔軟に利用することに対するニーズが高まっていることから、CS放送、ケーブルテレビ等について、通信と放送における伝送路の融合に対応するため放送用設備の設置の責任主体と放送番組編集の責任主体との分離（ハード・ソフト分離）を一層円滑に進める通信・放送融合サービスの開発の促進

い、これまでの通信技術と放送技術を組み合わせた、新たな、多様性あるサービスの実現可能性が非常に高まってきた。このよう

おわりに

総務省では、以上の諸施策に着実に取り組み、競争政策の一層の推進と世界最高水準の高度情報通信ネットワーク社会を早期に実現させることにより、「経済新生」、ひいては豊かな国民生活の実現に貢献するべく、総合的な情報通信行政を積極的に展開していきます。